

5 花園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 強度行動障害等重度障害者の受入れ
 - ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 各寮にて利用者の会を毎週開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 利用者の希望や個々の特性を生かした活動を計画し、日中活動の充実を図る。
- (ウ) 外部資源を積極的に活用し、利用者の余暇活動や創作活動の充実を図る。
- (エ) 木工製品の生産活動や販売等を通じて利用者の社会参加の機会を促進する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (キ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) グループホーム等を活用し、地域生活を希望する利用者のニーズに応えられるようにする。
- (イ) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (ウ) 利用者の高齢化等に対応するため、日中活動の内容の再構築を図る。
- (エ) 利用者の健康管理をより充実させるため、医療と栄養の連携を進める。
- (オ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。
- (カ) 専門職(理学療法士等)を活用して、障害特性に基づく多様なニーズに応じた適切な支援の提供に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 「皆光園」改築計画に伴う仮設居住棟建設工事の安全確保に努める。
- (エ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (オ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生産品の案内等を積極的に行っていく。
- (カ) 季刊誌「はなぞの」を発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (キ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

6 あげお

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 強度行動障害等重度障害者の受入れ
 - ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡などを通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の生活委員会を定期的に開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業及び子どもの発達支援巡回事業を実施する。
- (ウ) 在宅障害者の緊急時の受入れ体制を整え、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと連携を図る。
- (エ) 高齢の方や強度行動障害をもつ方も意欲的に参加できるよう日中活動の拡充、見直しを行う。
- (オ) 作品展等を開催し、利用者の創作活動等を通じた社会参加の機会を促進する。
- (カ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、引き続き地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (キ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) グループホーム等を活用し、地域生活を希望する利用者のニーズに応えられるようにする。
- (イ) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (ウ) 栄養ケアマネジメントを実施し、食事面から利用者の健康及び生活支援の向上に努めていく。
- (エ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。
- (オ) 専門職(臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士等)を活用して、障害特性に基づく多様なニーズに応じた適切な支援の提供に努める。

エ 人材の確保・育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を推進し、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (エ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生産品の案内等を積極的に行っていく
- (オ) 広報誌「あげおだより」を毎月発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (カ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

7 島山郷

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 強度行動障害等、利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進
- ウ 民間施設等への支援と福祉人材の育成

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 他の民間法人では対応が難しい強度行動障害や重複障害のある利用者、医療的ケアの必要な利用者、触法障害者等を関係機関の連携のもとに積極的に受け入れ、専門的支援や医療を提供する。
- (イ) 児童相談所と連携のもと、障害児の入所、一時保護を受け入れ、必要な支援を行うとともに、自立に向けた取組を進める。
- (ウ) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (エ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (オ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定し、特性に応じた適切な支援を行う。
- (カ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、権利擁護委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (ク) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に応える体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努めるとともに、近隣福祉施設への訪問診療を実施する。
- (ウ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業の療育拠点施設事業を行う。
- (エ) 利用者の希望や個々の特性を生かした日中活動の充実や社会参加を促進する取組を進めていく。
- (オ) 子ども一人ひとりの健やかな成長を促すとともに保護者を支援し、地域から求められる保育所を運営する。
- (カ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練の実施に向け体制整備を図る。
- (キ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) グループホーム等を活用し、地域生活を希望する利用者のニーズに応えられるようにする。
- (イ) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (ウ) 利用者の高齢化や障害の重度化に伴う機能低下等に適切に対応し、一人ひとりの心身の状況や障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。
- (エ) 県内の福祉施設職員等を対象とした摂食嚥下リハビリテーション研修会や強度行動障害支援者養成研修の実施などにより、県内の福祉サービスの質的向上に貢献する。
- (オ) ICT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保・育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、QJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修や Web 配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生産品の案内等を積極的に行っていく。
- (エ) 各寮で「寮だより」を発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

8 皆光園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 身体機能の維持・向上
 - ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の生活委員会を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会等を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに風通しの良い職場づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 在宅障害者を対象にデイサービス事業を実施する。
- (エ) 聴能訓練事業の適切な運営に努めるとともに、埼玉県聴覚障害児支援中核機能モデル事業を実施する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練の実施に向け体制整備を図る。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (キ) 深谷市教育委員会の実施する中学生の職場体験事業等を積極的に受け入れ、地域活動に貢献する。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 機能訓練や足浴による健康支援と日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上や生活に潤いを持たせるなど、生活の質を向上させる。
- (イ) 栄養ケアマネジメントを実施し、食事面から利用者の健康及び生活支援の向上に努めていく。
- (ウ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 関係機関との調整を図り、「皆光園」の改築計画に沿って取組を進めていく。
- (エ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (オ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (カ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

9 そうか光生園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 身体機能の維持・向上
 - ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の委員会を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業及び子どもの発達支援巡回事業を実施する。
- (エ) 在宅障害者を対象に地域活動支援センター事業を実施する。
- (オ) 聰能訓練事業の適切な運営に努めるとともに、埼玉県聴覚障害児支援中核機能モデル事業を実施する。
- (カ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等、災害対応体制を整えるとともに、地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携した福祉避難所設置訓練の実施に向け、体制整備を図る。
- (キ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (ク) 草加市等が実施する中学生の職場体験や教員研修を積極的に受け入れ、地域活動に貢献する。
- (ケ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 機能訓練やクラブ活動、外出行事や各種余暇支援などの日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上により生活の質を向上させる。
- (イ) 利用者の高齢化や障害の重度化に伴う機能低下等に適切に対応し、一人ひとりの心身の状況や障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。
- (ウ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 近隣の福祉施設や防災協定先等の地域関係機関との合同研修会を実施する。
- (ウ) 外部研修やWeb配信での研修に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (エ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (オ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民に対する福祉への理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (オ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (カ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

10 あさか向陽園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 生産活動等による日中活動の充実と就労支援
 - ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進
 - エ 中長期の施設整備計画の策定

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや定期的な話し合い、家族等との連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の会議や委員会等を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所や体験利用等を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 利用者の希望や個々の特性を生かした活動を計画し、日中活動の充実を図る。
- (エ) 地元企業等との連携により生産活動等を実施し、利用者の社会参加の機会を促進する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (キ) 中学生の職場体験や教員研修等を積極的に受け入れ、地域活動に貢献する。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) レクリエーションや余暇支援、健康や栄養に関する研修会の実施など、日中活動の幅を広げることにより、利用者の身体機能の維持・向上と健康増進を図る。
- (イ) 就労継続支援B型の平均工賃を向上させ、利用者の就労意欲や達成感を高める。
- (ウ) 在宅障害者の送迎支援を実施し、施設利用者の利便性向上と地域ニーズに応える体制を整備する。
- (エ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 近隣の福祉施設や防災協定先等の地域関係機関との合同研修会を実施する。
- (ウ) 外部研修や Web 配信での研修に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (エ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (オ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民に対する福祉への理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (エ) ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生産品の案内等を積極的に行っていく。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

1.1 障害者交流センター

(1) 基本方針

法令を遵守し、「安心・安全」を確保しながら、利用者のスポーツ・文化活動や教養の向上、社会との交流の促進を図る。

- ア 地域におけるスポーツ・文化活動の促進と環境の整備…『どこでも』
- イ スポーツ・文化活動に関する総合的な支援体制の確立…『つながる』
- ウ 福祉意識の啓発と福祉活動への参加の促進…『ささえあう』

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 障害の特性に配慮・工夫されたスポーツ、文化プログラムを提供する。また、クラブやサークルの設立を推進するとともに、各団体が主体的に活動を展開できるよう継続的に支援する。
- (イ) 埼玉県障害者交流センターの運営に関する連絡会の開催等、障害者団体、地域住民等と定期的な意見交換を行う。また、意見・要望に対する対応結果を公開することで関係団体との良好な関係を築く。
- (ウ) 各事業に対する定期的なアンケートの実施と満足度調査を行い、利用者の意見を取り入れた支援サービスを行う。
- (エ) 投書箱「わいわいポスト」を設置し、利用者から出された意見・要望には早急に対応・改善を行う。
- (オ) 利用者の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくり努める。
- (カ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 指導員を派遣し、スポーツ・レクリエーション活動及び創作活動の指導を行い、各地域で活動できる環境を整える。
- (イ) 近隣小中学校の職場体験学習を積極的に受け入れる。
- (ウ) 障害者の社会活動に関するイベントや取組等について、体系的に整備し個人や団体に対して情報提供する。
- (エ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 重度障害者等、障害特性に配慮したスポーツ活動支援を実施する。
- (イ) 東京2020パラリンピックを契機とし、埼玉県障害者スポーツ協会・埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会・行政機関・各種団体等と密接な連携のもと、スポーツや文化活動をとおして地域に根差した共生社会の実現を目指す。
- (ウ) ICT・IOT の導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 職員は3S[スマイル・セーフティー・スピーディ]をモットーに、常に利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、実践を通じた研修を含め、施設内研修を充実させる。
- (イ) 各種団体等が実施する研修会やWeb配信での研修に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 障害のある人の社会活動を円滑に推進するために、指導者やボランティアを養成する。また、ボランティアの主体的活動を支援する。
- (エ) 子どもたちが「障がい」について学ぶ機会として、「障害者スポーツが身近になる環境づくり事業」や総合的な学習を小中学校と連携して実施する。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページの充実を図り、施設紹介や事業内容のおしらせ、ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 機関誌「わいわい広場」やSNSの活用等で積極的な情報発信に努める。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

12 あすなろ学園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
 - イ 生産活動及び福祉的就労等社会参加の促進
 - ウ 行動障害等重度障害者の受入れ
 - エ 地域福祉への貢献

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや家族等との定期的な連絡会などを通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者による当事者活動の推進を図り、利用者の意見を取り入れた施設運営を行う。
- (オ) 意見箱を設置し、利用者や家族等からの要望にきめ細かく対応する。
- (カ) 利用者満足度調査、ご家族満足度調査、食事嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (ク) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 北本市や近隣自治体等との連携を密にし、相談支援事業を実施する。
- (イ) 受託作業や、農園芸及び手工芸等の生産活動、利用者の希望に沿った行事等を実施し、日中活動の充実を図る。
- (ウ) 地域イベント等に参加し、自主製品や生産物の販売等を通じて利用者の社会参加の機会を促進する。
- (エ) 地域の自立支援協議会等に積極的に参加し、地域福祉の推進を図る。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (カ) 施設行事、体験教室の開催や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (キ) フードパンツリー等への会場提供や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 行動障害がある利用者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (イ) 就労継続支援B型の平均工賃を向上させ、利用者の就労意欲や達成感を高める。
- (ウ) 生活介護の利用者を対象に、個々の興味や特性を生かした創作活動を実施する。
- (エ) 電子ホワイトボードの導入などICT・IOTを活用することで、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、県民や地域住民の福祉に対する理解の促進に努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 北本市立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) ホームページの充実を図り、施設紹介やボランティアの募集、生産品の案内等を積極的に行っていく。
- (エ) 広報誌を発行し、利用者や家族、関係機関などに対して、積極的に情報を発信していく。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (カ) 食べ残しを堆肥化するなど、環境に配慮した取組を進める。